

自動体外式除細動器その他の賃貸借及び保守管理委託 仕様書

京都市上下水道局下水道部 下水道建設事務所

(適用範囲)

第1条 京都市上下水道局（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）における自動体外式除細動器（以下「AED」という。）その他の賃貸借及び保守管理に関する仕様は、次のとおりとする。乙はこの仕様書に従って、契約を履行しなければならない。

(契約の目的)

第2条 下水道建設事務所に勤務する職員並びに来庁者が心室細動となった場合に、直ちに救命措置が行えるように、乙がAEDを設置しこれを正常に稼働させ、甲に適正な使用方法を教示することを目的とする。

(関係法令の遵守等)

第3条 機器の搬入搬出及び設置に当たっては、関係法令を遵守し、誠実に実行すること。また、必要な届出・手続は乙が行い、これに要する全ての費用は、乙の負担とする。

- (1) 京都市個人情報保護条例及び同施行規則
- (2) 医薬品医療機器等法（薬機法）及びその他の関係諸法令
- (3) 日本版（JRC）救命蘇生ガイドライン2020
- (4) 上記のほか甲の各組織で定められている諸規則

(納入場所、設置日時)

第4条 乙は甲の指定する以下の施設に、甲の指定する日時に機器各一式を納品し、指定する場所において機器の設置を行う。

・下水道建設事務所（島津） 京都府京都市伏見区島津町159

(賃貸借期間)

第5条 賃貸借期間は、令和8年1月1日から令和12年12月31日まで（60箇月間）とする。

(機器及び保守管理の仕様詳細について)

第6条 機器及び保守管理の仕様詳細については別紙のとおりとする。

(借用期間終了後の機器の扱いについて)

第7条 借入期間終了後の機器の扱いについては、借入期間終了時に甲と乙が協議して決

定する。

(支払方法)

第8条 支払方法は毎月払いとし、甲は乙の請求に基づき30日以内に支払うものとする。

(再委託等の制限)

第9条 乙は、業務を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により事前に甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 乙が、再委託により契約を履行する時は、甲に再委託申請書を提出しなければならない。また、甲は再委託承諾書により乙の再委託を承諾するものとする。

3 乙は、再委託をする場合には、全ての再委託の相手先から、暴力団又は暴力団員に該当しておらず、又は関係していない旨の契約書を作成させ、速やかに甲へ提出しなければならない。

なお、全ての再委託の相手先には、一人親方及び日雇労働者を含むものとする。

(秘密保持事項)

第10条 乙は、業務のために提出された秘密書類及び個人情報（以下「秘密事項」という。）を業務の目的以外に使用してはならない。

2 乙は、業務の遂行上知り得た秘密事項を第三者に開示漏えいしてはならない。履行期間終了後、及び契約解除後も同様とする。

(損害賠償)

第11条 仕様書に反し、甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。その際、賠償すべき金額は、甲、乙協議のうえ、決定する。

(予算が減額された場合等の途中解約)

第12条 本件は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、甲は、これを変更または解除することができるものとする。

2 前項の規定により、甲がこの契約を解除した場合において、この契約の賃貸借の対象となった物件に係る乙の取得費用及び付随費用の合計額が、既に甲が乙に対して支払った賃借料を上回っていても、乙は、その差額を請求することはできない。

3 乙は、第1項の規定により甲がこの契約を解除したために生じた損害の賠償について、甲に請求することはできない。

(疑義)

第13条 仕様書などに関し疑義がある場合、入札などの前に甲の説明を受けること。契

約決定後、疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ、決定する。

別紙 機器及び保守管理の仕様詳細について

区分	機器・整備項目	数量	単位
1	A E D 本体	1	台
2	付属品	1	セット
3	A E D 設置案内ステッカー	1	セット

1 機器一式仕様等

機器等	摘要
A E D 本体 及び 付属品等	(1) 医療用具として医薬品医療機器等法（薬機法）の承認を得ていること。 (2) 「日本版（J R C）救命蘇生ガイドライン 2 0 2 0」に適合する機器であること。 (3) 非医療従事者の使用が認められている機器であること。 (4) 日本語の音声アナウンスにより操作説明があり、A E D の使用経験がなくても適切な操作が可能であること。 (5) 即時使用ができるよう電極パッドが A E D 本体に装着されていること。 (6) 毎日、バッテリー、内部電子回路及び電極パッドの導通についてセルフテストを行うチェック機能を有し、不具合等の発生時には使用の可否が外部から確認できるとともに、警報音を発する等、緊急時の使用に支障のない状態が常に保たれるものであること。尚、A E D 本体の状態や電極パッド・バッテリー及び消耗品等の使用期限等を、W E B 上で確認したりメールで配信したりできる「遠隔監視」機能は必要ないものとする。 (7) 二相製波形除細動器であること。 (8) 使用時の心電図波形データを保存できること。 (9) 防塵・防水性の機能を有すること。（I P 5 5） (10) A E D 本体に 1 台に付き、次の付属品をもって 1 セットとする。 ア バッテリー 1 個 イ 成人用電極パッド 本体接続用及び予備用各 1 組

	ウ 小児用電極パッド 1 組 エ 小児用カートリッジ 1 組（本体に「小児用切替スイッチ」がある場合不要とする。） オ 取扱説明書及び簡易説明書（日本語） 各 1 冊 カ 表示シール、日本語による操作説明表示、C P R 手順説明 1 組 キ 救急セット 1 式（内容物には、最低限、次の補助具が含まれること。） ⑦ 衣服を切断するもの（はさみ、カッター等） ⑧ 汗等を拭き取るもの（タオル、ガーゼ等） ⑨ 体毛等を除去するもの（脱毛テープ等） ⑫ 感染防止用手袋 ⑬ 人口呼吸補助用具（シート、マウスピース等） ク キャリングバッグ 1 個（機器の基本仕様に、持運び可能なケースが含まれている場合は不要。） ケ 耐震性確保のための墜落防止装置 1 個（壁掛け式、AED 本体が収納可能なもの。）
A E D 設置 案内ステッカー	視認性に優れた大きさのもので、片面貼付とすること。

2 A E D 本体、付属品・消耗品の不具合時及び使用時の交換等の実施

- (1) 機器の使用及び定期交換の時期の到来によって交換が必要になった付属品・消耗品について、その交換回数に限らず、乙の責任において遅滞なく交換等必要な措置を行うこと。また、修理に当たっては、修理業の許可（医薬品医療機器等法（薬機法）第 40 条の 2 第 1 項）を取得している者が行うこととする。

なお、その費用は本契約に含むものとする。

- (2) 契約期間内において、不具合が生じている場合、又はそのおそれが発見された場合、製造したメーカーによる販売停止措置等及び機器が適さなくなる事由が生じた場合は、代替品を用意し、未設置期間が生じることのない体制を取ること。また、交換についての問い合わせ先が 24 時間体制で整備されていること。
- (3) 修繕及び消耗品等の交換に当たっては代替品を用意し、未設置期間が生じることのない体制を取ること。また、交換についての問い合わせ先が 24 時間体制で整備されて

いること。

- (4) 契約期間内において、第三者による盗難及び故意な破損等の被害が生じた場合には、甲の機器の保管体制について甲と乙の間で調査及び協議のうえ、乙の責任において遅滞なく新たに設置等必要な措置を行うこと。また、その費用はすべて乙の負担とする。

3 その他

- (1) 自主回収（リコール）対象製品については、その対応が完了し、安全性が確保されている製品を納入すること。
- (2) A E Dを使用し、必要な場合には、乙はデータを抽出できる体制をとること。
- (3) 納入の際には、A E D使用方法及び救命手順が図示されたリーフレット（A 4 カラー版）を機器に付属させるとともに、同リーフレットの電子データファイルを提出すること。
- (4) A E D本体は製造したメーカーによる 5 年保証を有するものとし、保証期間を証明できる保証書等を提出すること。
- (5) 納入後は、甲が指定する担当者と協議し、決定した期日において、デモ機器等を使用し、操作説明会を実施すること。
- (6) 納入に当たり発生した問題点等については、甲と乙で協議のうえ、誠実に対応すること。